

## 貸借対照表注記（第92期）

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等（上場株式及び上場投資信託は、決算日前1カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |        |        |
|--------|--------|
| 建 物    | 3年～50年 |
| 動 産    | 3年～20年 |
| その他の資産 | 5年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を計上しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産・特別清算等法的に經營破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は經營破綻の状況がないが、今後經營破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間に於ける貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、經營管理部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,160百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. (1) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
- また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
- なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用 その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理
- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理
- また、当事業年度末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を超過しているため、前払年金費用（62百万円）を計上しております。
- (2) 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しております、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- |  |
|--|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）<br>年金資産の額 1,669,710百万円   |
| 年金財政計算上の数理債務の額<br>と最低責任準備金の額との合計額 1,806,457百万円   |
| 差引額 △ 136,747百万円   |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月31日現在）<br>0.4641%  |
| ③ 補足説明<br>上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金81百万円を費用処理しております。  |
| なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。   |
| 9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。  |
| 10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。   |
| 11. 偽券損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。   |
| 12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。   |
| 13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額63百万円   |
| 14. 有形固定資産の減価償却累計額6,190百万円   |
| 15. 貸出金のうち、破綻先債権額は214百万円、延滞債権額は11,967百万円であります。   |
| なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 |
| また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。   |
| 16. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は164百万円であります。   |
| なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。  |
| 17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,581百万円であります。  |
| なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。  |
| 18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は14,927百万円であります。   |
| なお、15.から18.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。  |
| 19. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,397百万円であります。   |
| 20. 担保に供している資産は次のとおりであります。   |
| 担保に供している資産<br>定期預金 8,000百万円  |
| 担保資産に対応する債務<br>借用金 4,652百万円  |
| 上記のほか、為替済済、日銀歳入代理店等の取引の担保として、定期預金10,000百万円及び有価証券1,092百万円を差し入れております。  |
| また、その他の資産には保証金106百万円が含まれております。   |

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※）	172,136	172,925	789
(2) 有価証券（※）	36,872	36,872	—
その他の有価証券	329,015		
(3) 貸出金（※）	△ 1,958		
貸倒引当金	327,056	332,636	5,580
金融資産計	536,065	542,435	6,370
(1) 預金積金（※）	523,192	523,485	292
(2) 借用金（※）	4,652	4,742	89
金融負債計	527,845	528,227	381

(※) 預け金、有価証券の一部、貸出金、預金積金及び借用金の「時価」については、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。





## 預金に関する指標

預金科目別残高

	2017年度		2018年度	
	残高	構成比	残高	構成比
流動性預金	225,129	43.7	227,699	43.5
当座預金	7,967	1.5	8,190	1.6
普通預金	211,129	41.0	213,501	40.8
貯蓄預金	3,582	0.7	3,213	0.6
通知預金	689	0.1	327	0.1
別段預金	1,500	0.3	2,182	0.4
納税準備預金	260	0.1	283	0.1
定期性預金	289,397	56.2	295,493	56.5
定期預金	279,366	54.3	284,867	54.5
定期積金	10,030	1.9	10,625	2.0
その他の預金	—	—	—	—
小計	514,527	99.9	523,192	100.0
譲渡性預金	200	0.1	—	—
合計	514,727	100.0	523,192	100.0

(単位：残高 百万円、構成比 %)

## 貸出金等に関する指標

貸出金科目別残高

	2017年度		2018年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	1,462	0.4	1,397	0.4
手形貸付	5,444	1.7	4,870	1.5
証書貸付	306,118	96.1	317,540	96.5
当座貸越	5,635	1.8	5,207	1.6
合計	318,661	100.0	329,015	100.0

(単位：残高 百万円、構成比 %)

## 貸出金平均残高

	2017年度		2018年度	
	割引手形	手形貸付	証書貸付	当座貸越
割引手形	1,309	1,274	—	—
手形貸付	5,494	5,169	—	—
証書貸付	301,009	310,690	—	—
当座貸越	5,060	5,033	—	—
合計	312,873	322,167	—	—

(単位：百万円)

## 預金積金および譲渡性預金平均残高

	2017年度		2018年度	
	（単位：百万円）		（単位：百万円）	
流動性預金	226,545		231,418	
うち有利息預金	219,257		197,352	
定期性預金	288,164		295,217	
うち固定金利定期預金	278,355		284,847	
うち変動金利定期預金	28		20	
その他の預金	1,699		1,762	
小計	516,408		528,399	
譲渡性預金	4,750		5,474	
合計	521,159		533,873	

(単位：百万円)

(単位：百万円)

## 固定金利・変動金利の貸出金残高

	2017年度		2018年度	
	貸出金	固定金利	2017年度	2018年度
貸出金	318,661	77,845	329,015	86,564
変動金利	—	240,816	—	242,450

(単位：残高 百万円、構成比 %)

	2017年度		2018年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	224,740	70.5	237,285	72.1
運転資金	93,920	29.5	91,729	27.9
合計	318,661	100.0	329,015	100.0

(単位：残高 百万円、構成比 %)

## 住宅ローン・消費者ローンの貸出金残高

	2017年度		2018年度	
	住宅ローン	構成比	消費者ローン	構成比
住宅ローン	66,262		66,453	
消費者ローン	18,769		17,590	

(注) 消費者ローンには、カードローンが含まれます。

## 貸出金の担保別内訳

	2017年度		2018年度	
	担保別内訳	構成比	担保別内訳	構成比
当金庫預金積金	5,786		4,984	
有価証券	105		105	
動産	—		—	
不動産	125,623		122,171	
その他	—		—	
小計	131,516		127,262	
信用保証協会等	66,364		65,899	
保証	52,348		53,352	
信用	68,432		82,500	
合計	318,661		329,015	

(単位：百万円)

## 定期預金残高

	2017年度		2018年度	
	（単位：百万円）		（単位：百万円）	
定期預金	279,366		284,867	
固定金利定期預金	279,332		284,838	
変動金利定期預金	25		20	
その他	8		8	

## 貸出金業種別内訳

業種区分	2017年度			2018年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	408	8,313	2.6	389	7,969	2.4
農業、林業	8	56	0.0	6	42	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,085	22,089	6.9	1,068	21,393	6.5
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	35	695	0.2	38	682	0.2
運輸業、郵便業	138	4,410	1.4	135	4,228	1.3
卸売業、小売業	815	16,187	5.1	777	15,364	4.7
金融業、保険業	11	2,237	0.7	11	2,242	0.7
不動産業	1,177	122,661	38.5	1,189	125,403	38.1
物品賃貸業	15	1,266	0.4	12	1,280	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	60	733	0.2	65	835	0.3
宿泊業	9	673	0.2	8	638	0.2
飲食業	317	3,698	1.2	313	3,571	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	179	4,017	1.3	168	3,975	1.2
教育、学習支援業	28	1,695	0.5	28	1,228	0.4
医療、福祉	102	1,654	0.5	102	1,737	0.5
その他のサービス	428	8,797	2.8	405	9,136	2.8
小計	4,815	199,188	62.5	4,714	199,731	60.7
地方公共団体	8	16,846	5.3	9	28,086	8.5
個人	15,371	102,626	32.2	14,647	101,197	30.8
合計	20,194	318,661	100.0	19,370	329,015	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 債務保証見返の担保別内訳

	2017年度		2018年度	
	(単位:百万円)		(単位:百万円)	
当金庫預金積金		10		17
不動産		101		82
小計		112		100
信用保証協会・信用保険		2		2
保証		—		—
信用		57		50
合計		172		152

## 貸倒引当金

	2017年度		2018年度	
	期末残高	期中増減額	期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	87	△72	283	195
個別貸倒引当金	1,762	113	1,675	△87
合計	1,850	41	1,958	108

## 貸出金償却

	2017年度		2018年度	
	(単位:千円)		(単位:千円)	
貸出金償却額		109,820		177,120

## リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

## 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

区 分	2017年度		2018年度	
	(A)	87	(B)	12,120
破綻先債権額	(A)	87	214	214
延滞債権額	(B)	12,120	11,967	11,967
合計	(C) = (A) + (B)	12,207	12,181	12,181
担保・保証額	(D)	9,142	9,352	9,352
回収に懸念がある債権額	(E) = (C) - (D)	3,064	2,828	2,828
個別貸倒引当金	(F)	1,708	1,638	1,638
同引当率 (%)	(G) = (F) / (E)	55.73	57.91	57.91

## 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

区 分	2017年度		2018年度	
	(H)	272	(I)	2,654
3ヵ月以上延滞債権額	(H)	272	164	164
貸出条件緩和債権額	(I)	2,654	2,581	2,581
合計	(J) = (H) + (I)	2,926	2,745	2,745
担保・保証額	(K)	1,910	1,839	1,839
回収に管理を要する債権額	(L) = (J) - (K)	1,015	905	905
貸倒引当金	(M)	33	137	137
同引当率 (%)	(N) = (M) / (L)	3.34	15.18	15.18

## リスク管理債権の合計額

(C) + (J)	2017年度		2018年度	
		15,134		14,927

(注)

- 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
  - ①更生手続開始の申立てがあった債務者
  - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
  - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
  - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
  - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
  - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の减免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当している個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てる額を記載しております。

## 金融再生法開示債権額

	(単位:百万円)	
	2017年度	2018年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,775	1,545
危険債権	10,501	10,676
要管理債権	2,926	2,745
正常債権	303,933	314,476
合計	319,137	329,444

(注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

## 金融再生法開示債権の保全状況

	(単位:百万円)	
	2017年度	2018年度
金融再生法上の不良債権(A)	15,203	14,967
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,775	1,545
危険債権	10,501	10,676
要管理債権	2,926	2,745
保全額(B)	12,864	13,009
貸倒引当金(C)	1,796	1,813
担保・保証額(D)	11,067	11,195
保全率(%) (B) / (A)	84.61	86.91
担保・保証等控除後債権に対する引当率(%) (C) / ((A) - (D))	43.45	48.07

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。



AEDの設置

当金庫では、AED（自動体外式除細動器）の設置を進めており、全27店舗および本部・事務センターへの設置を完了いたしました。

## 有価証券に関する指標

## 商品有価証券平均残高

該当ありません。

## 有価証券の種類別残存期間別残高

## 2017年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	471	6,695	—	7,167
地方債	235	436	2,071	4,343	1,748	—	—	8,834
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	5,096	5,431	1,015	865	2,642	—	—	15,051
株式	—	—	—	—	—	—	1,848	1,848
外国証券	—	—	213	—	218	—	—	432
その他の証券	—	9	—	3	—	5	2,158	2,176

## 2018年度

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	10,144	—	10,144
地方債	260	994	3,714	3,604	—	—	—	8,573
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	3,235	2,833	2,127	1,133	4,343	—	—	13,673
株式	—	—	—	—	—	—	1,831	1,831
外国証券	—	—	215	229	—	—	—	444
その他の証券	—	15	4	—	6	—	2,222	2,249

## 有価証券平均残高

区分	2017年度	2018年度
国債	10,142	7,624
地方債	9,057	8,500
短期社債	—	—
社債	16,076	13,835
株式	1,270	1,560
外国証券	368	372
その他の証券	1,786	2,002
合計	38,700	33,896

## 有価証券の時価情報

## 1. 売買目的有価証券

該当ありません。

## 2. 満期保有目的の債券

該当ありません。

## 3. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ありません。

## 4. その他有価証券

	種類	2017年度			2018年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,579	1,200	379	1,082	857	224
	債券	29,855	28,599	1,255	32,190	30,716	1,474
	国債	7,167	6,320	846	10,144	9,060	1,084
	地方債	8,834	8,563	270	8,573	8,327	245
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	13,853	13,715	138	13,473	13,327	145
	その他	1,955	1,632	322	2,411	1,986	424
	小計	33,389	31,432	1,957	35,684	33,560	2,124
	合計	35,463	33,608	1,855	36,872	34,865	2,007
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	240	286	△45	721	830	△109
	債券	1,197	1,200	△3	200	200	△0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,197	1,200	△3	200	200	△0
	その他	635	688	△53	267	274	△6
	小計	2,074	2,176	△102	1,188	1,305	△116
	合計	35,463	33,608	1,855	36,872	34,865	2,007

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
その他有価証券		46		44
社債		—		—
非上場株式		28		28
その他の証券		17		15

## 金銭の信託

該当ありません。

## 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

デリバティブ取引、オプション取引、オフ・バランス取引、先物取引等の取扱いはありません。

## 金庫の子会社等に関する事項

## 子会社等の概況

該当ありません。

## 自己資本の充実の状況等

## ■自己資本の構成に関する事項

項目	2017年度	2018年度 経過措置による不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目(1)</b>		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	22,206	23,104
うち、出資金及び資本剰余金の額	16,056	16,006
うち、利益剰余金の額	6,270	7,218
うち、外部流出予定額(△)	120	119
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	160	358
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	160	358
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	183	152
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	22,549	23,615
<b>コア資本に係る調整項目(2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	66	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	66	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	71	17
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	26	6
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	164	473
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(口))	(ハ)	22,385
リスク・アセット等(3)		23,142
信用リスク・アセットの額の合計額	255,507	258,419
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,676	△1,504
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	16	—
うち、繰延税金資産	17	—
うち、前払年金費用	6	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△2,396	△2,182
うち、上記以外に該当するものの額	678	678
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,228	13,532
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	269,735	271,952
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)/(二))	8.29%	8.50%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## 口. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2017年度	159	87	—	159	87
	2018年度	87	283	—	87	283
個別貸倒引当金	2017年度	1,649	1,762	185	1,463	1,762
	2018年度	1,762	1,675	28	1,734	1,675
合 計	2017年度	1,808	1,850	185	1,623	1,850
	2018年度	1,850	1,958	28	1,821	1,958

(注) 当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却			
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高							
					目的使用	その他								
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
製造業	185	1	1	1	178	—	6	1	1	1	12	3		
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	452	434	434	433	0	1	452	433	434	433	0	12		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	2	2	3	—	—	—	2	2	3	—	—		
運輸業、郵便業	96	88	88	86	—	—	96	88	88	86	—	—		
卸売業、小売業	67	80	80	52	—	20	67	59	80	52	13	147		
金融業、保険業	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—		
不動産業	616	565	565	497	6	—	609	565	565	497	24	0		
物品賃貸業	50	38	38	49	—	—	50	38	38	49	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0		
宿泊業	25	19	19	27	—	—	25	19	19	27	—	—		
飲食業	2	1	1	2	—	—	2	1	1	2	1	0		
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	1	—	—	0	0	0	1	—	0		
教育、学習支援業	2	1	1	—	—	—	2	1	1	—	—	—		
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51	—		
その他のサービス	96	426	426	433	—	—	96	426	426	433	—	0		
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	52	102	102	87	—	6	52	96	102	87	6	13		
合 計	1,649	1,762	1,762	1,675	185	28	1,463	1,734	1,762	1,675	109	177		

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

## 二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクspoージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	—	44,582	—	55,653
10%	—	100	—	100
20%	170,676	3,952	171,122	4,776
35%	—	66,538	—	63,875
50%	25,105	625	26,308	1,211
75%	—	83,870	—	83,297
100%	100	142,344	400	145,280
150%	—	1,042	—	289
200%	—	202	—	—
250%	—	3,497	—	3,755
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	195,881	346,755	197,831	358,241

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれておらずません。

## (3) 信用リスク削減手法に関する事項（信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー）

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
	信用リスク削除手法が適用されたエクspoージャー	7,598	6,717	31,107	29,266	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

## (5) 証券化エクspoージャーに関する事項

該当ありません。

## (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

## イ. 貸借対照表計上額及び時価等

区分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式	1,820	1,820	1,803	1,803
非上場株式	28	28	28	28
その他	4,605	4,605	4,678	4,678
合計	6,454	6,454	6,509	6,509

(注)「その他」には、投資信託、優先出資、投資事業組合への出資等が含まれております。

## ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

	2017年度	2018年度
売却益	8	98
売却損	—	17
償却	—	—

## ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

	2017年度	2018年度
評価損益	543	465

## 二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

	2017年度	2018年度
評価損益	—	—

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2017年度	2018年度
ロック・スルー方式を適用するエクspoージャー		46
マンデート方式を適用するエクspoージャー		—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー		—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー		—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー		—

## (8) 金利リスクに関する事項

IRRBB1: 金利リスク		イ	ロ
項番		△EVE	
1	上方パラレルシフト	5,775	
2	下方パラレルシフト	0	
3	ステイプル化	4,993	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値	5,775	
		ホ	ヘ
8	自己資本の額	23,142	前期末

(注)1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関する内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」(2017年度)は、1,798百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

## 報酬等に関する事項

## &lt;報酬体系について&gt;

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

## (1) 報酬体系の概要

## 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額につきましては前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

## 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

## (2) 2018年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	138

(注)1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」119百万円、「退職慰労金」18百万円となっております。

なお、2018年度において「賞与」は支払っていません。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額となっております。

## (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条1項3号、4号及び6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2018年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2018年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。